

授業料免除・徴収猶予申請 必要書類チェックリスト1【日本人大学院生用】

●申請必要書類:以下の表**及び**次ページ以降(必要書類チェックリスト2)に記載する書類

対象者	必要書類	確認
申請者全員	授業料免除・徴収猶予申請 必要書類チェックリスト1【日本人大学院生用】 (この書類)	✓
	「2025年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書」(様式1)	✓
	「同一生計者全員の住民票」【 原本 】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの	✓
	生計維持者の(独立生計者は本人の(配偶者がいる場合配偶者分含む)) 前年分所得(課税)証明書【 原本 】	✓
独立生計申請者	「独立生計者申告書」(様式7)	✓
	「父母等の扶養から外れていることを証明する書類」 以下の証明書類を提出してください。 ・父母等の前年分の「源泉徴収票」、「確定申告書第一表・第二表」、 「所得証明書」、「課税証明書」のいずれか ・本人の健康保険証の写し ※ 上記の証明書類で現在の扶養状況が確認できない場合は、 「給与所得者の扶養控除等異動申告書」又は父母等の勤務先発行 の「扶養していない証明書」をご提出ください。	✓
他大学から奈良 女子大学大学院 への進学者	成績に関する書類【 成績証明書 】 ※奈良女子大学の学部から博士前期課程、博士前期課程から博士後期課程 への進学の方は不要です。	✓
標準修業年限 超過者	「標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書」 (学生作成用) 及び (指導教員作成用) ※休学期間を除く在学年数が標準修業年限(博士前期:2年、博士後期:3年) を超える方は提出してください。 なお、長期履修生として認められた方の認められた期間内は標準修業 年限内とみなしますので、提出の必要はありません。	✓
提出前に必要書類が全て整っているか確認し、上記にチェックしたうえでこの用紙も提出してください ↑		

●独立生計者について

以下の要件を満たす日本人の大学院生のみ申請できます。(その他詳細は様式7を参照)

- ①所得税法上、父母等(配偶者を除く)の扶養家族でない者
- ②父母等と別居している者
- ③健康保険において、本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ④本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行される者

授業料免除・徴収猶予申請 必要書類チェックリスト2【日本人大学院生用】

- * 生計維持者(原則として父母)について該当する項目の書類をすべて提出してください。
 ・ 独立生計申請者は、独立生計として申告する現世帯(本人含む)

● 生計維持者(原則として父母。父母ともいない場合は、変わって生計を維持している主たる人(祖父母等))
 (独立生計申請者は、本人及び配偶者)

		必要書類	発行元
給与収入者 (パート・アルバイト含む)		「前年分所得(課税)証明書」	市役所等
自営業者等 (給与以外の収入)		「前年分所得(課税)証明書」	市役所等
無職・無収入者 (専業主婦(夫)等)	前年は収入がありましたか	YES	「前年分所得(課税)証明書」 市役所等
		NO	「非課税証明書」 市役所等
臨時所得のあった人 (申請前6ヶ月以内)	種類	退職金	「退職金額・支給時期のわかる書類」 退職した会社
		保険金	「保険金額・支払時期のわかる書類」 保険会社等
		資産譲渡による所得	「資産譲渡された日・金額のわかる書類」 契約書等
		山林所得	「山林所得の支払日・金額がわかる書類」 契約書等

※原則として、上記の書類より前年の所得に基づいて家計基準を判定しますが、以下に該当する場合で、前年の所得と大幅に変更になる場合は以下の書類についても提出してください。

申請日現在の状況

休職中の者		「休職中であることがわかる書類」及び、給与・手当等が支給される場合は「支給額がわかる書類」	勤め先の会社
離職中の者	失業保険を受けている	YES	「雇用保険受給資格者証(両面写)」 公共職業安定所
		NO	「退職証明書」(様式3) 退職した会社
転職者 (給与収入者)	転職により前年の収入から大幅に減少している	「給与支払(見込)額証明書」(様式2-1) ※ 就労所にて「様式2-1」の証明を受けられない場合は、「給与年間見込額申告書」(様式2-2)に直近3ヶ月分の給与明細(写)を添えて提出してください。	【様式2-1】 勤め先の会社 【様式2-2】 申請者自身で作成
廃業した者	自営業廃業者	「廃業したことを証明する書類」	税務署
自営業者等 (給与以外の収入)	事業の開始・変更等により前年の収入から大幅に減少している	「収入年額(推定)計算書」(形式自由)及び帳簿の写し等	申請者自身で作成

●本人除く就学者及び未就学児

大学院	国立の大学院	YES	「国立大学又は国立学校授業料免除等申請状況証明書」(様式6) ※姉妹が本学に在学中の場合は必要ありません。	ご家族が在学する国立の大学院
		NO	在学証明書又は学生証の写し	就学者が在学する学校
大学・短大・高専・専修(高等・専門)学校・高校在学者	前年度に修学支援新制度における授業料免除を受けましたか	YES	「給付奨学生証の写し」 ※前年度の支援区分が「給付奨学生証」に記載の区分と変更になっている場合は、前年度の支援区分が分かる書類を提出してください。	日本学生支援機構
		NO	在学証明書又は学生証の写し	就学者が在学する学校
専修(一般・各種)学校・予備校在学者、科目等履修生・研究生			在学証明書又は学生証の写し	就学者が在学する学校
小・中学生・未就学児			書類不要	

●該当する世帯のみ提出

障害者等のいる世帯	障害者手帳の交付を受けた者	「障害者手帳(写)」	市役所等
	介護保険「要介護5級」認定者	「要介護・要支援認定通知書(写)」	市役所等
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		「長期療養費申告書」(様式4) 及び以下の証明書類 * 医師の診断書等病名のわかる書類 * 介護認定等を受けている場合は「要介護・要支援認定通知書(写)」 * 医療費等の領収書(1年以内のもの) * その他健康保険等による補填額がわかる書類や介護サービス利用時の自己負担額がわかる書類	【様式4】 申請者自身で作成 【診断書】 病院等 【認定通知書】 市役所等
※前年後期の申請時に提出済の領収書については省略可とします。			
主たる生計維持者が単身赴任等で別居中の世帯 ※下宿の兄弟等は該当しません		「主たる生計維持者別居に伴う諸経費等の申立書」(様式5) 及び以下の証明書類 * 光熱水道料金の明細の写し(直近3ヶ月分) * 住宅賃料がわかる書類 * 住居費補助がある場合、その金額がわかる書類	申請者自身で作成
生活保護費受給世帯		「生活保護扶助料受給証明書(写)」 及び 「保護決定(変更)通知書(写)」 【最新分】	市役所等
●本人又は学資負担者が風水害の被害を受け、経済的理由により納付が困難である以外の理由で申請する場合のみ提出			
申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に災害等に罹災した世帯		「罹災証明書(写)」 及び「被害総額がわかる書類」	市役所等
●学資負担者が死亡し、経済的理由により納付が困難である以外の理由で申請する場合のみ提出			
申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に学資負担者が死亡した世帯		「死亡診断書(写)」 及び退職金・保険金の支払いがあればその支払日・金額がわかる書類	病院等